



JASDAQ

平成 24 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 エヌ・デーソフトウェア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 廣志  
(JASDAQ・コード3794)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役経営企画部長 塚田 登  
電話 0238-47-3477

### 株式の売出し及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 17 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- |  |   |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数                             | 当社普通株式 281,000 株  |
| (2) 売 出 人 及 び<br>売 出 株 式 数                             | 名称<br>コーポレート・バリューアップ・ファンド<br>投資事業有限責任組合<br>佐藤廣志<br>青木精志<br>260,000 株<br>20,000 株<br>1,000 株   |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 24 年 8 月 27 日（月）から平成 24 年 8 月 29 日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） |
| (4) 売 出 方 法  | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。   |
| (5) 申 込 期 間  | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。  |
| (6) 受 渡 期 日  | 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。   |
| (7) 申 込 証 拠 金  | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。  |
| (8) 申 込 株 数 単 位  | 100 株   |
| (9) 前記各号については、平成24年8月17日（金）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。 |   |
| (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役 佐藤隆志に一任する。    |   |

ご注意: この文書は、当社の株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 42,000 株  
なお、売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 42,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記各号については、平成24年8月17日（金）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。
- (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役 佐藤隆志に一任する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 42,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は引受人の買取引受けによる売出しの引受価額と同一の金額とする。
- (3) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 平成24年9月25日（火）  
（ 申 込 期 日 ）
- (5) 払 込 期 日 平成24年9月26日（水）
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 前記各号については、平成24年8月17日（金）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。
- (9) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、取締役 佐藤隆志に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社は、平成23年5月12日にパレス・キャピタル株式会社が無限責任組合員を務めるコーポレート・バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合（以下「CVFファンド」という。）と事業・資本提携契約（以下「提携契約」という。）を締結し、同日にCVFファンドを割当先として第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。）を発行し、CVFファンドが保有していたNCSホールディングス株式会社（現 日本コンピュータシステム株式会社）の株式を取得しました。

当社は、株主の皆様の利益に資する資本政策をCVFファンドと協議する過程で、本株式売出しにより当社の投資家層が拡大し株式流動性が向上することが期待され、その結果、株価形成の安定化や将来の資本市場での調達力の強化を通じて株式価値の向上に寄与すると判断し、本株式売出しを実施することを決定いたしました。

ご注意: この文書は、当社の株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から42,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、42,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成24年8月17日（金）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式42,000株の第三者割当による自己株式処分（以下「本件自己株式処分」という。）を、平成24年9月26日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年9月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件自己株式処分における最終的な処分株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が本件自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件自己株式処分は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、本件自己株式処分の手取概算額上限93,900,000円については、平成25年3月期中に、新たな営業所の設置に伴う諸経費として35百万円を充当し、残額をクラウドコンピューティングに対応した先行投資資金に充当する予定であります。

## 3. 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

当社は、本新株予約権付社債を発行するにあたり、CVFファンドより、本新株予約権付社債又は本新株予約権行使に伴って交付される当社普通株式（以下「本新株予約権付社債等」という。）を中期的に保有する方針である旨確認いたしておりました。また、当社とCVFファンドとの間にて、①CVFファンドが、本新株予約権付社債の発行後1年6ヶ月間に本新株予約権付社債等を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による合意を必要とすること②当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、CVFファンドによる当社の同業者等に対する譲渡は禁止されること③CVFファンドは、本新株予約権付社債等の譲渡につき事前に当社と協議すること、また当社に売却先の希望があればCVFファンドはこれを合理的な範囲で可能な限り尊重すること、につき合意いたしておりました。

ご注意: この文書は、当社の株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

CVFファンドは、上記「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載のとおり、当社の事前の書面による合意のもと、保有する本新株予約権付社債の一部につき本新株予約権を行使して交付される当社普通株式を売却する予定ですが、これを除く本新株予約権付社債等については、引き続き上記合意のとおり保有する方針である旨確認いたしております。

#### 4. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人であるCVFファンドは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式及び当社発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しを除く。）を行わない旨合意しております。引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である佐藤 廣志及び青木 精志は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本件自己株式処分、ストック・オプションの行使による当社普通株式の発行又は譲渡、新株予約権付社債の転換による当社普通株式の発行又は譲渡及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。